

競走馬のふるさと案内所 Web サイトにおける「メディア掲載情報」コーナーの取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、軽種馬生産地情報収集案内提供事業の円滑な推進を図るため、社団法人日本軽種馬協会（以下、「協会」という。）が同事業により展開する競走馬のふるさと案内所 Web サイト（以下、「案内所 Web サイト」という。）内の「メディア掲載情報」を紹介するコーナー（以下、「紹介コーナー」という。）に関し、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象となるメディア)

第2条 掲載対象となるメディアは次の各号を全て満たすものとする。

- (1) メディア内に案内所 Web サイト URL 及び牧場見学 9 箇条等マナー啓蒙に関する記述があり、これらが画像等を用いてわかりやすく記載されているもの
 - (2) 広く一般に入手、閲覧できるもの
 - (3) 掲載期間中、前(1)(2)号の条件が継続するもの
- 2 掲載できるメディアの範囲は、協会の信用及び品位を損なうことのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (2) 政治及び宗教活動に係るもの
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に係るもの
 - (5) その他掲載対象として妥当でないと協会会長が認めるもの

(掲載順位)

第3条 掲載するメディアの順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、特殊法人、公社、公益法人及びこれらに類するものが提供するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格のある企業及びこれらに類するものが提供するもの
- (3) 前2号に規定するもの以外の民間企業で、競馬サークルの健全な発展に資することを目的とする事業を営む企業及びこれらに類するものが提供するもの
- (4) その他掲載するメディアとして妥当であると協会会長が認めるもの

(掲載位置)

第4条 案内所 Web サイトにおける紹介コーナーの掲載位置及び紹介コーナー内での各メディアの掲載位置は、協会が指定するものとする。

(掲載枠数及び掲載内容の規格)

第5条 掲載枠数の上限は、別紙仕様書において協会が指定するものとする。

2 掲載枠内には画像1点のみを掲載するものとし、画像の規格は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 大きさ（ピクセル数）とファイル形式は、別紙仕様書において協会が指定したものとする。
- (2) 代替テキスト(ALT 属性)は、掲載メディアの名称及び提供元の企業、団体等の正式名称とする。
- (3) 画像には、リンク先を1箇所設定することができるものとし、リンク先は、掲載メディアを紹介するページ又はメディアの提供元を紹介するページに限定するものとする。
- (4) 日本工業規格（J I S規格）を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。

3 掲載期間中は、メディアの掲載が協会会長により認められた者（以下、「掲載主」という。）1者につき1枠の使用を原則とする。

4 掲載主は、掲載画像の内容について、画像作成前に必ず協会と協議するものとする。

(掲載期間)

第6条 掲載期間は、原則として掲載開始日から1か月とする。ただし、協会会長が認める場合はこれを短縮又は延長することができるものとする。

2 同一媒体の連続した掲載は原則として認めないものとする。

(掲載料)

第7条 掲載料は無料とする。

(掲載メディアの募集)

第8条 募集は、原則として案内所Webサイト上に要綱等を掲載し行うものとする。

2 募集時期は随時とするが、協会会長の判断により何ら予告することなく募集を取り止めることができるものとする。

(申込み)

第9条 メディアの掲載を希望する者（以下、「掲載希望者」という。）は、掲載申込書（第1号様式）と掲載を希望するメディア（メディアがWebサイトの場合はURLを申込書に記述）を添えて、協会会長に申し込むものとする。なお、申込の際に提出された書類、メディア等は原則として返却しないものとする。

(掲載の決定)

第10条 協会会長は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、その結果、掲載決定通知書（第2号様式）又は非掲載決定通知書（第3号様式）により掲載希望者に通知するものとする。

(経費の負担)

第11条 申込に係る一切の費用並びに掲載画像作成等に係る費用は掲載希望者又は掲載主の負担とする。

(免責)

第12条 停電・通信回線の事故、天災等の不可抗力、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生等、何らかの理由で案内所Webサイトの公開を休止又は停止した場合であっても、その理由の如何を問わず協会はその責任を問われないものとする。

(掲載の取消し)

第13条 協会は、掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 協会会長が指定する期日までに掲載画像が掲載主から提出されないとき。
- (2) 協会会長が案内所Webサイトの更新又は運用に支障があると認めたとき。
- (3) 掲載申込書に虚偽の記載があったとき。
- (4) 第5条2項に違反があったとき。

(掲載主の責務)

第14条 掲載主は、掲載画像及びリンク先等に関する全ての責任を負うものとする。

- 2 掲載主は、掲載内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを協会会長に対して保証するものとする。
- 3 掲載主は、第三者から掲載に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、掲載主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第15条 掲載主は、掲載後、その責に帰すべき理由により協会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

(合意管轄裁判所)

第16条 掲載希望者又は掲載主と協会の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年5月1日から施行する。